

## 準備書面(11)要約

### 1 はじめに

被告らは、原告が代読を求め続けることについて、「好き嫌い」の問題だと言い、原告のわがままによって、本件の問題が発生したと主張をしている。

しかし、この被告の主張ほど被告らが人権というものの理解せず、障害者の抱える現状にも無理解であり、障害者を差別しているということを露呈するものはない。

### 2 地方議員の議場での発言の憲法上の意義

- (1) 地方議会は、憲法93条に規定されているように、地方公共団体の議事機関であり、それを構成する議員は住民の選挙によって選出される住民の代表者である。したがって、地方議会議員が議会において発言することは、当然に、憲法上保障されているものである。

また、そもそも、地方議員は、個人としての政治的信条に基づいて議員としての発言や活動を行なうのであり、それ自体が憲法21条の表現の自由として保障されている。

さらに、地方議員の議会での発言は、傍聴する住民や記者などを通じて社会に報告、流布されることを前提にしており、住民の知る権利に応えるものであって、その意味で市民社会における重要な表現行為である。

被告議員らによる原告の代読での発言封じは、このような憲法上の重大な権利や権限を妨害するものである。

- (2) 被告らは本件訴訟で議会における自分たちの行為の責任を問われると、議員の自由な発言を保障することが民主主義にとって死活的に重要だ、として、自らの責任を免れようとしている。

これは、議員の発言の重要性を自分たちの発言の責任を逃れのためには主張しながら、原告の議会での発言も同じく極めて重要な意義を持った発言であることには目をつぶるという根本的な誤りを犯している。

原告は、被告らの議会における言動の結果、議会で発言できなくされてしまうという、憲法上の重要な権利・権限を奪われ続けてきたのである。

地方議会における議員の発言が憲法上重要な意義を有することは前記のとおりであるが、他者の人権を侵害することがあってはならないのはいうまでもない。本件はそのような被告らの責任を問うているのである。

- (3) また、被告らは、原告に代読での発言を認めないことは表現の自由の問題ではないとか、代読を認めるかどうかは表現の「時、所、方法」に関する規制にすぎないなどと言って正当化しようとする。

しかし、本件で問題となっている原告の発言は、議会における議事場でしか行なえないのであって、代替性はない。

それでは、「パソコンの音声変換装置による発言を認めようとしたのだから、代替的な手段による言論の機会があったのに、それを原告が断ったのではないか」という主張はどう考えるべきか。

- (4) 原告は、原告が発言するにあたって、どのような手段・方法で発言するかという問題は、多数決で決められて押しつけられるべき性質のものではなく、原告自ら決定すべき性格のもので、すなわち自己決定権の問題だと主張している。

これに対して被告らは、自己決定などという崇高なレベルではなく、原告の「好き嫌い」に過ぎないと非難している。

本来、自己の意思を外界へ表現する方法を決定する自由は憲法21条で保障されている。

それに加えて、ここで問題としている自らの発声を直接補助し、あるいは直接代替する手段の決定は、日本国憲法13条が保障する「個人の尊重」としての自己決定権により認められるものである。

本来、近代立憲主義思想の前提は、人間が自らの身体を有し、その身体が生み出すものを自らが所有し、処分を決定できるというものである。近代立憲思想の代表者の一人であるロックは、「たとえ地とすべての下級の被造物が万人の共有のものであっても、しかも人は誰でも自分自身の一身については所有権をもっている。これには彼以外の何人も、なんらの権利を有しないものである。彼の身体の労働、彼の手の働きは、まさしく彼のものであると行ってよい。」と述べている。

その意味で、発言しようとする際の障害を補助する手段を何にするか、あるいは自分の発声に代わる手段を何にするかは、身体の延長であって、人間の自己決定権の最も基礎にあるものと言わなければならない。このことを「好き嫌い」という一言で片づけようとする被告らの人権理解は間違いである。

そして、その選択が他者に対して重大な権利侵害となるとか、その方法によることが弊害をもたらすというようなことでない限り、それを単に許容するだけでなく、積極的に保障することが必要であり、重要なことである。

- (5) 以上のとおり、原告が自らの障害を補助し、あるいは代替する手段を選択する自由は、憲法上も様々な保障の下にある重要な権利であることが明らかである。

それをさしたる理由もなく（議会で多数決で決めたルールだから従うべきであるというの、憲法上の権利性を全く考慮しない誤りであり、さしたる理由がないどころか立憲主義の無理解でさえある）、制限した被告らの行為は、原告の憲法上の権利を侵害する重大な違憲行為である。

### 3 障害者にとっての障害の補助手段選択の自由の実質的重要性

- (1) 障害者にとって、障害を補う手段を選択する自由は、憲法上保障されているというだけではなく、生きるということそのものの基本である。

障害者は同じ種類の障害を持つ者であっても、障害以外に有する能力や、活用できる人的・物的資源の違いにより、あるいはその時々々の生活場面によって、障害を補助する手段としては何が良いかが違って来る。

例えば、歩行困難な人でも、移動する場合、車椅子だけしか使わないのではなく、車椅子が必要なときは車椅子を使い、松葉杖が適当なときはそれを使い、他人の手助けが妥当なときはそれを利用し、というように、それぞれの生活場面や利用できる人的・物的資源によって、より適切な方法を選択して生きている。それを「車椅子だけしか使ってはならない、それが使えない場合は自分で何とかせよ」などと、特定の「何か」を使うように決められて押しつけられるのでは、障害者は生きてはいけない。

例えば、原告と同じように発声や言語に障害を有する者でも、原告のように他の身体部分に障害を持たない場合と、脳性麻痺の障害を有する者のように肢体に障害を有する者の場合では異なることは明らかである。それどころか、同じ脳性麻痺の障害を有する者で、同じく言語に障害があり、かつ肢体に障害を有する障害者であっても、当該障害者にとって言語の障害を補助する手段として何が最善かは異なるのである。ある障害者にとっては、機械を利用する方法が最も適切だといこともあるであろうし、身近でその障害者の片言から聞き分けられる通訳者を持つ障害者には、その通訳を通じることが最善の障害補助手段となる。そして、このことはその障害者が持っている能力、人間関係、それまでに培ってきた技能など、その障害者がもつ物的資源や人的資源、あるいは状況によって千差万別であり、第三者が簡単に、そのうちの特定のものだけが障害者にとっての障害補助手段として最善の方法だ、などと決定することはできない性格のものなのである。

- (2) 原告の場合も、原告というただ一人の存在ではあっても、発声の障害を補う方法は時と場合により固定したものではない。状況や環境でその都度ふさわしい方法は違うのであり、それに応じて自分の障害を補う手段を選択している。

原告は、食道発声の訓練を継続してきたが、残念ながら誰でも違和感なく聞き取れる段階までにはまだ至っていない。それでも、原告が何を言おうとしているのかを、「聞こう」という姿勢をもって、原告の口の動きも見ながら聞こうとすれば、相当程度分かるものであり、実際に自宅での家族との会話においては、相当程度、食道発声の方法でのコミュニケーションが可能となっている。しかし、それでもまだ筆談も交えている。原告の食道発声で聞き取れない相手に対しては、筆談で意思を伝えている。また、原告はホームページを開設している。ホームページはパソコンを使用するが、原告自身はその入力が全くできないので、息子や娘の援助を得て行なっている。こうすることで、自らの主張や意見を、インターネット上で表明しているのである。あるいは、本裁判を支援する会のニュースなどでは、肉筆で文章を記している。各種集会においては、原告の書いた文章を代読してもらっている。本件裁判の第一回口頭弁論期日においても、代読によって意見陳述を行なった。

原告は、発声に障害はあるものの他の身体機能に障害はなく、長年の教員という職業経験から自らの思考を文章にまとめる能力は高い一方で、パソコンなどの機械装置には慣れていない。

ところで、中津川市議会で原告が最後まで発言を許されなかった一般質問は、大枠では事前に準備することは可能だとしても、自分の質問の前になされたやりとりを踏まえて、適宜、その場で言葉を足したり修正を加えたりして、その場に最も相応しい表現にすることは、「言論の府」である議会として自然なことである。発声障害を持たない者は、そのようなことは何ら支障なく行なえるし、原告自身も発声障害を持つに至る前は実際に行ってきた。このように議会での発言は、言語表現に特有の「時間をおかないやりとり」が必要不可欠となるのである。

そのような言論の特質と原告の障害、残された能力等を考え合わせた場合に、原告が提案した代読は、議会における発言方法として、原告にとって最善の方法なのである。

- (3) それに加えて発声という自らの言語表現に代わる手段として、本人が最も効果的に他者に訴えかける方法を選択したいという希望（これは単なる好みの問題ではなく前記のとおり憲法上も保障される自己決定権の問題である）を考えれば、パソコンによる方法のみに固執し、原告の主張する代読を認めず、原告が障害を負ってからの任期中、一度も本会議における一般質問を認めようとしなかった被告らの行為は、その権利侵害の重大性、障害者がおかれた立場やその補助手段選択の重大性などを全く無視した悪質性から考えて、極めて重大な違法行為を続けてきたものと評価する他はない。